

【高知県立山田特別支援学校田野分校】部活動に係る活動方針

学校教育目標
生活する力に富む、個性豊かな社会人を育成する。

運動部活動の活動方針
(1) 生徒の興味・関心や特技に応じて、多様な活動を取り入れて生徒の興味・関心の幅を広げるとともに個性の伸長を図る。 (2) 多様な活動ができるよう内容の充実を図り、学校生活を豊かにし、将来の余暇活動につなげる。

基本的事項
①運営に係ること
(1) 部活動設置について ・本校の教育活動の中に部活動を設置する。（詳細は、部活動規定を別に定める） ・各部活動の目標に沿って、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、教諭（顧問）がついて指導にあたるが、外部指導者（部活動指導員）が顧問である場合は、教諭と連携して指導にあたる。 ・部活動全体の推進を図るため、生徒部内に部活動総括担当者を設置する。部活動総括担当者の役割としては、部活動全体の運営に関して管理職、生徒部長と連携を図り、部活動が円滑に実施できるよう努める。（外部指導者の活用、各部活動の年間活動計画に基づいた活動状況の把握、顧問会議の運営、保護者及びスポーツや文化活動の関係者との連携の窓口など） (2) 指導体制について（顧問配置、外部指導者の活用等） ・部活動の顧問は、本校教諭及び外部指導者の中から適切な者をもって充てる。（詳細は、部活動規定を別に定める） ・顧問、副顧問、学級担任、寄宿舎指導員、保護者間の連携をとり、円滑な運営を行う。 ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用（部活動指導員等）に取り組む。 (3) 顧問会議等について ・顧問会議を学期に1回以上開き、各部の現状や課題を共有し、全員で課題解決に向けた取組を行う。 ・各部活動ごとに顧問、副顧問及び協力教員が年間活動計画に基づいた協議を行い、活動についての共通認識を図る。 (4) 家庭、地域との連携について ・保護者及びスポーツや文化活動の関係者との連携を密に取り、部活動の円滑な運営を図る。 (5) その他 ・部を指導する顧問や部員がいない部活動は、廃止する場合がある。
②活動に係ること
(1) 施設や用具について ・使用した設備の整頓・掃除、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う。 (2) 事故防止や安全対策について ・原則として、活動の際には顧問又は副顧問が必ず監督を行い、生徒が安全に留意して活動ができるように指導を行う。 ・事故には十分に留意し、怪我が起きた場合速やかに処置を行い、管理職及び養護教諭に連絡・報告する。 (3) 大会参加について ・事前に競技大会等への参加計画書を校長に提出し、顧問・副顧問及び協力教員は、大会の場所や日程に応じて出張・時間外勤務又は週休日の振替等の扱いとする。 (4) 対外試合、合同練習等の実施について ・他校または外部との試合・合同活動の際には、事前に「校外活動計画」を校長に提出し、学部に確認・報告する。
③活動時間に係ること
(1) 活動日と休養日の設定 ・〈活動日〉活動は週1日とする。 ・〈休養日〉週3日は休養日を設ける。 (2) 活動時間の設定 ・〈平日〉1時間程度（15：40～16：40） ・〈長期休業中〉春季・夏季・冬季休業中は、対外試合がある場合のみ練習を行う。その際は、週2日の休養日を設ける。1日の活動時間は、3時間程度とする。 ・〈終了・下校時刻〉平日：16：50までに、休日：12：30までに下校する。 ※活動時間については、対外試合前は、各部の諸事情を考慮し延長することができる。

	月	火	水	木	金	土	日
朝練習開始時刻							
朝練習終了時刻							
活動開始時刻①		15:40					
活動終了時刻①		16:40					
活動開始時刻②							
活動終了時刻②							
下校完了時刻		16:50					
備考	※						

評価と改善（上記①～③）		
①運営 ②活動 ③活動時間	<ul style="list-style-type: none"> ・設定とおりに実施できたか。 ・特に実施できていなかった部活動は、何部だったか。 ・考えられる、実施できなかった要因は何か。 	①運営、②活動、③活動時間について、部活動顧問会議及び職員会議で、次年度計画の再考。